2. 東北地方整備局管内

| テーマ       | 1)初動対応(国土交通省)について   |   |  |  |  |
|-----------|---|---|--|--|--|
|           | 〇現地における支援基盤(通信・宿泊施設等)と交通手段(燃料・通行証)等の確保<br>〇各事案に係る担当部局の把握と役割分担<br>〇断片的な情報(被害情報・支援情報)の効率的な整理  |   |  |  |  |
| 今後の<br>課題 | 初動体制整備のマニュアル化、効率的な情報収   | 集・共有体制整備  |  |  |  |
|           | 意見  | 対応方針  |  |  |  |
| 青森県       | _   | _   |  |  |  |
| 岩手県       | ・直後の通信網、交通手段(燃料等)の確保が必要である。<br>・国交省職員の派遣による現地での情報処理対応は<br>負担軽減の効果が高かった。   | _   |  |  |  |
| 宮城県       | ・被災地における役場機能の喪失、通信途絶などの状況で、自前で情報収集することは困難であった。  | ・被災地以外の都道府県や市町村における被災当初における情報収集システムの構築                              |  |  |  |
| 秋田県       | ・本県及び県内市町村では、職員定数削減計画が相当程度進んでいる。初動体制整備における都道府県・市町村の役割については、マンパワーの実状についても、十分に考慮の上、検討いただきたい。  | ・拠点(県災害対策本部)に集約された情報の有効<br>活用                                       |  |  |  |
| 山形県       | _   | _   |  |  |  |
| 福島県       | ・仮設住宅に関する一連(過去の事例、成功例・失敗例、各種整備方針の考え方等)のレクチャーが欲しかった。 ・仮設住宅の配置計画方針(住戸の向き、通路の幅員、等)について、手探りの状態から始めた。 ・住戸タイプの比率、玄関スロープの設置比率の考え方が手探りであった。 ・プレ協住宅部会の存在が県で認知していない段階で、建設費用が同じであるにも関わらず、仕様がばらばらで住宅タイプ2DKのみで建設してよいかどうか等の対応に苦慮した。 | ・仮設住宅整備開始時に各種方針を定めることがその後の円滑な進捗に繋がるため、早期に仮設住宅整備に関するノウハウを伝達する機会を設ける。 |  |  |  |

| テーマ                | 2) 建設田地の   | 確保等について   |  |  |  |
|--------------------|--|---|--|--|--|
| ) — <del>«</del>   | 2) 建設用地の確保等について  |   |  |  |  |
| 対応が<br>難しかっ<br>たこと | <ul> <li>○「迅速な建設用地の確保」と「被災者の意識、ニーズへ対応」の調整</li> <li>○平地の用地確保の困難(山がちな地形・浸水地域の建設不可)⇒自衛隊駐屯地・復興住宅建設地との用地の配分</li> <li>○用地の確認体制の整備(行政庁の人員確保、交通の不便さ)</li> <li>○着工前の用地準備に係る困難+余震による被害⇒建設工程の遅れの発生</li> </ul>                                 |   |  |  |  |
| 今後の<br>課題          | 〇地域ごとの特性(地形、想定被害、民間賃貸住宅の量、就業環境等)を踏まえた仮設住宅立地の考え方の整理と、用地に係る事前情報の収集、整理(定期的なリスト化等)<br>〇支援体制の事前の申し合わせ、用地の技術的要件の再整理  |   |  |  |  |
|                    | 意見   |   |  |  |  |
| 青森県                | ・短期に対応すべきことと、中長期的に検討を進めることを分けて考えることが必要と思われます。短期的には現在の候補地と建設可能戸数の把握。中長期的には、地域防災計画で想定した被害に対応した建設(借上げ)戸数の確保に向けた検討。  | ・各市町村に対し、現在の候補地有無と建設可能戸数の把握調査を予定している。                 |  |  |  |
| 岩手県                | ・被災地の即対応のため利用用途の優先順位づけの<br>判断基準を設定することは必要です。また、建設用地<br>の事前情報の収集・整理は民有地情報も必要である。<br>ただし、被災状況の想定が困難であり、リスト化は難し<br>い。もしリスト化するとしたら、定期的な見直しは必要で<br>ある。<br>・平地以外の建設も予想されることから、造成工事等<br>についても想定する必要がある。                                   | ・国の方針により今後検討する。                                       |  |  |  |
| 宮城県                | ・事前に建設候補地のリスト化はしていたが、想定以上の被害によりあまり役に立たなかった。また、建設場所の被災者ニーズが居住地近辺であったことから、用地確保に困難を極めた。<br>・建設用地は公有地を原則とされているために、今回の大規模な災害の場合、全てを公有地で用地することはできなかった。自衛隊、ヘリポート、ガレキ置き場等、他の災害救助対策用地との調整が必要。   | ・被害想定を踏まえた近隣市町村区域も含めた用地のリスト化、遠方地建設後における交通等の入居者支援体制の整理 |  |  |  |
| 秋田県                | _  | ・市町村が保有する建設候補地情報の集約と共有                                |  |  |  |
| 山形県                | ・H19に県内各市町村ごとに建設用地(市町村有地)<br>を選定しリスト化しているが、運動公園や小学校グランド等を選定している市町村は長期化した場合や舗装部分の後処理等を踏まえた再考が必要と思われる。<br>・各市町村における想定全壊戸数の2割   | ・仮設住宅建設のほかに民間賃貸住宅借上げも並行<br>して選択できるよう整備中               |  |  |  |
| 福島県                | ・原発事故の避難区域内の用地が使用できず、その分だけ避難先市町村の用地にしわ寄せがあり、用地選定に大変苦慮した。 ・計画的避難区域の設定により、追加で用地探しが必要となった。 ・原発事故避難者の移動が止まらず、必要となる用地の規模が今でも確定できない。 ・原発事故の状況の変化に伴って避難者の移動が生じ、建設用地のニーズが変化している。 ・当初国庫補助が認められなかった民有地の賃借料が後日認められたため、無償貸借していた民有地との取扱いに差が生じた。 | ・原発事故の早期収束<br>・早期に各種方針を決定する。                          |  |  |  |

| テーマ                | 3) 資材の確保等について   |  |  |  |
|--------------------|---|--|--|--|
| 対応が<br>難しかっ<br>たこと | 〇正確な需給実態の把握(資材の工場等の被災・復旧状況の把握)と生産者への要請<br>〇風評による過剰反応への対応(買占め、価格上昇等に関する対応)、不足資材の調達の調整(公正取引上の取り扱い)<br>〇仮設用資材の不足、輸入資材の事業者の活用に係る調整  |  |  |  |
| 今後の<br>課題          | 仮設用資材の見直し(汎用品、地元材の活用等)、資材に係注・資材調達方法の再整理(WTO、公正取引上の取り扱い  |  |  |  |
|                    | 意見  | 対応方針   |  |  |
| 青森県                | _   | ・資材供給元(建材商社、製材業者)、建設事業者との連絡体制及び協力体制を構築する必要がある。 |  |  |
| 岩手県                | ・資材については、発注に応じた速やかな調達が必要である。なお、輸入資材については、生活習慣等から利用しにくいものがある。<br>・一部資材の調達に困難が生じた事例があり、確保方策の検討が必要である。(断熱材、電力量メーター、量水器、寒冷地仕様設備機器等) | ・国の方針により今後検討する。                                |  |  |
| 宮城県                | ・将来の災害のために、新たな建設ばかりでなく、今回建設した仮設住宅の資材について再利用の検討が必要。  | ・ストックできる部材、ストックのスペース確保、管理方法などの検討。              |  |  |
| 秋田県                | ・情報収集については、供給者等からワンストップで収集できる環境を構築願いたい。   | _  |  |  |
| 山形県                | <ul><li>・地元資材の調達</li><li>・多雪寒冷地であることによる各資材の検討(断熱、<br/>屋根勾配、基礎、等)</li></ul>  | _  |  |  |
| 福島県                | <ul><li>・一時的に断熱材が不足した。</li><li>・建設開始から間もなく木杭が不足し、樹皮付き杭まで使用した。</li><li>・厚生労働省が追加工事の国庫補助を認める度に、新たに認められた資材が不足している。</li></ul>       | ・国庫補助対象範囲を早期に明確にする。                            |  |  |

| テーマ                | 4) 建設事業者について  |   |  |  |  |
|--------------------|---|---|--|--|--|
| 対応が<br>難しかっ<br>たこと | 〇「被災者救済のための迅速な建設」と「地元雇用の創出」の調整、自治体の業者の業務分担の調整<br>〇質・仕様のばらつき、工期遅れの発生<br>〇発注・建設管理体制の不足(契約の遅れ、公募業務の負担、提供の申し出への対応の負担)   |   |  |  |  |
| 今後の<br>課題          | 契約方法・業務内容の再整理、発注・建設管理体制の強化  | 、仕様の標準化の見直し、海外対応  |  |  |  |
|                    | 意見  | 対応方針  |  |  |  |
| 青森県                | ・(要望)地元建設業者への発注の状況(仕様も含め)を被災県の担当者からお聞きしたい。  | ・地元建設事業者向け標準仕様の検討をする必要がある。  |  |  |  |
| 岩手県                | ・プレ協の規格部会と住宅部会の品質格差の是正が必要。また、住宅部会も1DK・2DK・3Kの間取りが必要である。<br>・地元建設事業者の活用も考慮した仕様書の標準化が必要である。   | ・国の方針により今後検討する。   |  |  |  |
| 宮城県                | ・複数の建設業者ではなく、プレハブ建築協会を主体とすることで迅速な建設が可能となった。他の複数建設業者が建設に関わると、発注・建設管理などの負担が増大すると考えられる。<br>・プレハブ建築協会との協定書における住宅部会事業者の位置づけが不明確であった。   | ・仕様の標準化などを前提に、プレハブ建築協会など<br>の複数の団体が建設できるようなシステムを構築  |  |  |  |
| 秋田県                | _   | ・供給チャンネルの冗長性確保<br>・地場産材と地域技能者の活用策の検討  |  |  |  |
| 山形県                | ・プレハブ建築協会と応急仮設住宅の建設に関する協定を締結しているが、当県内には1社のみ・地元業者の建設への参加機会・事業者募集の場合は募集期間や選定等に日数がかかるが、早急な住宅の提供という観点から支障なかったか・業者間による質のバラツキに対する現場管理体制の強化  | ・「山形県大規模災害発生時の災害対策本部事務局活動マニュアル」において、建築住宅課が応急仮設住宅の戸数の決定から建設までの担当課となっている(用地選定は都市計画課)。   |  |  |  |
| 福島県                | ・地元建設事業者を活用できる体制の整備が必要。<br>・地元建設事業者を活用した際の標準図・仕様書の整備が必要。<br>・海外建設事業者の活用は、追加工事や修理への対応が困難なものもあるので、安易に活用できない。<br>・プレ協会員以外の建設事業者からの売り込みが激しく、業務に支障を来した。<br>・原発事故により建設・運搬事業者等が集まらず、一時的に支障を来した。<br>・ブレ協会員の施工だけでは、地元事業者が活用されにくく、地元に資金が循環しにくいため復興の助けとなる効果が少ない。<br>・厚生労働省から追加工事の国庫補助が認められる度に追加発注するため、遠隔地の仮設事業者の場合にはそのたび毎に被災地入りし、費用・手間共に無駄が生じている。このため、当初から近隣の会員を選定し、工事してほしい。 | 材の供給を含め供給体制を構築する。<br>・その際に地元建設事業者が建設できる仮設住宅の標準図、仕様書の整備を行う。<br>・仮設住宅の建設にあたっては国内・県内建設事業者で対応が可能(供給メーカーは問わない)なため、海外建設事業者の活用は不要。<br>・被災地に資金を環流する事を目的とした地元事業者 |  |  |  |

| テーマ                | 5) 建設戸数について  |   |  |  |
|--------------------|--|---|--|--|
| 対応が<br>難しかっ<br>たこと | 〇市町村における担当人員の不足や原子力事故関連の避難等に係る、必要戸数の確定の困難さ<br>〇余剰資材の発生とその取扱い<br>〇世帯構成、高齢化の状況とタイプ別戸数の決定   |   |  |  |
| 今後の<br>課題          | 必要戸数の把握方法の確立と事業者の資材確保の在り方  | の検討   |  |  |
|                    | 意見   | 対応方針  |  |  |
| 青森県                |  | ・都市部での民間賃貸住宅の利用可能戸数を調査し、建設戸数と組み合わせる。  |  |  |
| 岩手県                | ・資材確保の在り方について検討が必要である。また、必要戸数の把握が困難である場合はある程度余裕をもって建設せざるを得ない。  | _   |  |  |
| 宮城県                | ・被災者の避難状況により、被災市町における必要<br>戸数(住戸タイプ、高齢者等の世帯構成、民賃みな<br>し仮設、応急修理との重複申込、他)の把握が困難<br>を極めた。   | ・被災者の避難状況、仮設住宅の住戸タイプ、仕様に合わせた必要戸数の把握方法のマニュアル化  |  |  |
| 秋田県                | _  | ・応急危険度判定による継続居住適否の判定<br>・民間賃貸住宅(みなし仮設等)の情報集約及び市町村との共有<br>・平時からの市町村との定期的な情報共有  |  |  |
| 山形県                | ・必要戸数の把握において、標準世帯と高齢者世帯、障害者、等の区分と提供仕様(タイプ)。  | _   |  |  |
| 福島県                | ・原子力事故避難者の動向や区域の解除等により、必要戸数の把握が困難。<br>・仮設住宅に対する多様なニーズにより、世帯分離や、高齢者対応施設併設等による要請戸数の増加を見込む必要がある。<br>・就労・就学の関係により、仮設住宅より民間借上げ住宅に対する希望が多く、戸数割合変更が必要となる。 | ・避難者の要望を的確に把握するため、仮設住宅等への入居の意向調査を正確に実施する必要がある。<br>・民間借上げ住宅の特例型は、被災者自らが物件を探すことができることから、大規模災害においては、必要戸数の割合(仮設住宅と借上げ住宅)を考慮する必要がある。<br>・余剰資材の発生については、災害の規模によるが、プレハブ型に加え、地元業者等への公募により発注できるシステムを構築することにより、常時ストックする資材を分散化し、一企業での大量余剰資材発生の抑制が期待できる。 |  |  |

| テーマ                | 6) 建設速度と避難者への情報提供について  |  |  |  |  |  |  |
|--------------------|--|--|--|--|--|--|--|
| 対応が<br>難しかっ<br>たこと | 〇市町村における担当人員の不足や原子力事故関連の避難等に係る、必要戸数の確定の困難<br>〇入居可能時期の避難者への提示<br>〇仕様の変更と工期への影響  |  |  |  |  |  |  |
| 今後の<br>課題          | 仮設住宅の建設と避難所の環境改善、2次避難(避難者へ<br>仕様と工期の再検討  | の情報提供含む)等との総合的な対応とその周知、住宅の   |  |  |  |  |  |
|                    | 意見   |  |  |  |  |  |  |
| 青森県                | _  | _  |  |  |  |  |  |
| 岩手県                | ・寒冷地及び高齢者に対応した仕様の標準化で工期、資材の調達の検討が必要である。  | ・国の方針により今後検討する。  |  |  |  |  |  |
| 宮城県                | ・用地確保に困難を極めたことから、全体の完成時期が当初目標よりも遅れた。また、被災者からは、団地毎の完成時期の情報を求められた。   | ・「2)建設用地の確保等について」を踏まえた対策、<br>団地毎の完成時期や工程の状況提供の方法検討                         |  |  |  |  |  |
| 秋田県                | _  | ・供給チャンネルの冗長性確保 ・市町村との連携強化 ・専任チーム設置の検討                                      |  |  |  |  |  |
| 山形県                | ・当該市町村外の避難所等への情報提供<br>・各仕様の事前の検討(物入れ、段差、開口幅、グループホーム、等)   | _  |  |  |  |  |  |
| 福島県                | ・避難所は分散して設置されており、避難者への情報周知が難しい。 ・「5月末までに3万戸の仮設住宅を供給する」や「お盆までに建設する」とう発言があり、完成時までに設置を予定していた風除室と玄関スロープを、工期短縮のため別途工事とする必要があり、かえって全体工期が延びてしまった。 | ・仮設住宅の完成予定日、入居可能時期、問い合わせ先、借上げ住宅・公営住宅等の問い合わせ先を記載した一覧表を、各避難所、市町村庁舎に掲示して周知した。 |  |  |  |  |  |

| テーマ                | 7) 床角仮設住場  | この仕様について  |  |  |
|--------------------|--|---|--|--|
|                    | 7) 応急仮設住宅の仕様について   |   |  |  |
| 対応が<br>難しかっ<br>たこと | <ul><li>○ 被災地特有の各種問題への対応(寒冷地対策/高齢者対策等)</li><li>○ 追加工事の拡大への対応</li><li>○ 各事業者ごとにおける仕様のばらつきに関する対応</li></ul>   |   |  |  |
| 今後の<br>課題          | 今回の教訓を踏まえた仕様の再検討(仕様水準、コスト、工<br>方の整理等)  | 期、汎用品の利用、再利用性、 仕様の差についての考え                            |  |  |
|                    | 意見   | 対応方針  |  |  |
| 青森県                | ・標準仕様は1種類しかなかったのでしょうか。寒冷地<br>仕様ぐらいは標準仕様の一つとしておくべきではない<br>でしょうか。  | ・4)と同じ。県の仕様について検討                                     |  |  |
| 岩手県                | ・寒冷地及び高齢者に対応した仕様の標準化(断熱性、給排水設備の寒冷地対策、室内換気、浴室の段差)が必要と思われる。また、プレ協の規格部会と住宅部会の品質格差の是正が必要である。<br>・今回追加により整備した事項(工事)の標準仕様化について検討が必要である。  | _   |  |  |
| 宮城県                | ・標準仕様には無い暑さ・寒さ対策や外構などの追加対策が多すぎる。<br>・災害救助法で定める標準面積29.7㎡や建設費の根拠や妥当性について教示願う。  | ・全国一律ではなく、地域、住戸タイプなどに応じた標準仕様の検討                       |  |  |
| 秋田県                | ・超高齢社会の日本において、提示の追加仕様及び追加工事は、いずれも標準の範囲において検討されるべき事項と考えられるため、手戻りによる煩雑化を回避する観点から整理いただきたい。<br>・特に、寒冷地対策(断熱化、風除室等)は、暖房のみならず冷房効率の確保にも寄与するものであり、省エネや地球温暖化防止の観点から検討いただきたい。  | _   |  |  |
| 山形県                | ・冬期の積雪を考えると丸太杭でなくRC基礎が必要・物入れ、段差、開口幅、風除室、断熱、舗装、積雪除排雪対策、等・標準仕様とはどういう世帯を想定しているか(仮設住宅を必要とするのは高齢者世帯が多いと思われる)  |   |  |  |
| 福島県                | ・外構工事の標準仕様としてどの程度まで整備(雨水排水、舗装等)することが可能なのか手探り状態であったため、手戻りも生じた。 ・延々と追加工事を行わなければならない結果となったことから、今までの仕様が低すぎたと考える。(福島県の場合には、規格部会の追加工事が多かった。)・プレ協住宅部会の住戸タイプが2DKタイプの1種類だけであったため、入居者のニーズに十分応えられなかった。 ・プレ協規格建築部会と住宅部会、地元公募企業のそれぞれで仕様に格差が生じた。 | ・国庫補助対象範囲を早期に明確にする。<br>・標準仕様を引き上げる必要がある。(特に、規格部会の建築物) |  |  |

| テーマ                | 8) コミュニティ・生活環境等への配慮について   |  |  |  |  |  |
|--------------------|---|--|--|--|--|--|
| 対応が<br>難しかっ<br>たこと | ○早期入居の要請(特に弱者)と、コミュニティー一体の入居の要請の調整<br>○コミュニティ施設の建設用地の不足、コミュニティ配慮型への設計変更<br>○住宅の仕様(ハード)と、住民支援体制(ソフト)の関係の整理             |  |  |  |  |  |
| 今後の<br>課題          | 仮設住宅団地のコミュニティ施設、生活利便施設の配置計<br>の検討、入居者選定方法の確立  | 画の再検討、住民支援体制の整備等を踏まえた住宅仕様  |  |  |  |  |
|                    | 意見 対応方針   |  |  |  |  |  |
| 青森県                | ・被災者支援は長期にわたるため、支援者用のスペースを配置する必要がある。 簡易的に仮設住宅の一戸を支援者用として利用できないものでしょうか   |  |  |  |  |  |
| 岩手県                | ・コミュニティ・生活環境等への配慮について、配置計画、平面計画(間取り)及び入居者の選定方法の検討が必要である。  | ・国の方針により今後検討する。  |  |  |  |  |
| 宮城県                | ・郊外の団地近辺に利便施設が無いことから、入居<br>が敬遠されることがあった。  | ・標準の配置計画に仮設店舗などの利便施設の設<br>置を検討   |  |  |  |  |
| 秋田県                | _   | ・被災自治体における対応事例を踏まえて検討  |  |  |  |  |
| 山形県                | ・同地域の居住者を団地ごとにまとめることや一定戸数以上のグループでの申込みの試行結果、改善点等<br>・郡部における移動(交通)手段や仮設店舗の確保  |  |  |  |  |  |
| 福島県                | <ul><li>・玄関同士の向かい合わせ配置、掃き出し窓と濡れ縁の設置等、さまざまなコミュニティ形成手法の効果が不明である。</li><li>・障がい者が入居するためのバリアフリー住宅建設に対して応えられなかった。</li></ul> | <ul><li>・各種のコミュニティ形成策の効果を検証し、次回以降の仮設住宅整備の際に活用できる方策が必要である。</li><li>・障がい者のためにバリアフリー型仮設住宅の建設も検討するべきである。</li></ul> |  |  |  |  |

| テーマ                | 9) 関係者の役割分担について   |  |  |  |
|--------------------|---|--|--|--|
| 対応が<br>難しかっ<br>たこと | _   |  |  |  |
| 今後の<br>課題          | -   | _  |  |  |
|                    | 意見  | 対応方針   |  |  |
| 青森県                |   | _  |  |  |
| 岩手県                | ・平地以外の建設も予想されることから造成工事等について、事前に建設業団体との災害協定等を締結する必要がある。  | ・国の方針により今後検討する。  |  |  |
| 宮城県                | ・仮設住宅の解消までの住宅の管理、クレーム・修補対応などにおける体制整備などに苦慮している。  | ・仮設住宅の解消までに関する管理関係に関する役割分担、費用分担などについて検討  |  |  |
| 秋田県                | _   | ・被災自治体における対応事例を踏まえて検討  |  |  |
| 山形県                | ・実際は、避難者の要望把握から必要戸数、建設、管理まで市町村がリードして進め、県はその補助となる。   | ・地域防災計画や山形県大規模災害発生時の災害対策本部事務局活動マニュアルでは、建築住宅課が担当となっているが、必要戸数や仕様の取りまとめ、入居決定、管理、予算等の応急仮設住宅全体では福祉部局がメインとなるよう調整が必要                      |  |  |
| 福島県                | ・災害の規模が大規模であり、仮設住宅の供給業者がプレハブ協会のみでなく地元公募が約半数となり、その不具合への対応が一元化していない。<br>・被災県間で常に情報共有する仕組みがあれば、仕様・対応の差が生じなかったのではないか。 | ・県で応急仮設住宅維持管理センターを設置し、応急仮設住宅の不具合を一括して受付、処理することとした。<br>・今後、被災県毎に仮設住宅の整備状況に差異が生じることのないよう、今回の各県毎の体制の検証(メリット・デメリット)が必要である。→今回以降の検証がある。 |  |  |

| テーマ                | 10) 復旧・復興プロセスにおける仮設住宅について  |  |  |  |  |  |
|--------------------|--|--|--|--|--|--|
| 対応が<br>難しかっ<br>たこと | _  |  |  |  |  |  |
| 今後の<br>課題          | _  | _  |  |  |  |  |
|                    | 意見   |  |  |  |  |  |
| 青森県                | _  | _  |  |  |  |  |
| 岩手県                | ・津波被災の場合には、仮設住宅を被災地以外の場所に建設することとなり平地のない沿岸部では、その後の災害公営住宅の建設場所の確保にも配慮は必要であるが、実態は困難な状況である。  | ・国の方針により今後検討する。  |  |  |  |  |
| 宮城県                | ・用地確保に困難を極めたことから、恒久住宅適地に<br>おいても仮設住宅を建設している。今後復興を進め、<br>仮設住宅を集約しながら恒久住宅適地を創出していく<br>必要がある。   | ・「2)建設用地の確保等について」において、恒久住宅用地を見込んだ仮設住宅用地のリスト化や恒久住宅仕様で建設したものを一時的に仮設住宅として利用するなどの検討  |  |  |  |  |
| 秋田県                | ・復興を促進する観点からの仮設住宅の位置付けに異議なし。<br>なお、仮設住宅の特性(規格製品で再利用や移設が容易など)を踏まえ、払い下げや売却処分など、早期解消後の再利用についても検討いただきたい。   |  |  |  |  |  |
| 山形県                | ・本県の仮設住宅(借上げ住宅)入居者は原発事故による自主避難者が過半となっているが、二重生活への配慮や避難判断基準等、住宅を滅失した避難者を対象とした従来の仮設住宅制度と分けて考えるべき  |  |  |  |  |  |
| 福島県                | ・応急仮設住宅は、あくまで緊急的対応であることから、自立再建の基盤となる住まいの確保に向けた対応が復興のためには必要である(民間住宅の再建に関する施策)。<br>・原子力事故の収束が不透明であることから、ふるさと帰還を前提とした住宅確保までのステップを構築する必要がある。<br>・仮設住宅の資材を、復興住宅に転用(再利用)する手法が確立されていない。 | ・恒久住宅確保に向けた整備手法について、民間住宅支援として仮設住宅再利用の施策や災害公営住宅等の整備を行う必要がある。その際、避難住民の住宅に対する意向や意見を十分に反映した整備を行う必要がある。<br>・仮設住宅から恒久住宅への移行の際、高齢者対応及び地域コミュニティを考慮すべきである。・仮設住宅解体後のリサイクル手法を確立するべきである。 |  |  |  |  |

| テーマ                |  | おける特有の課題   |  |  |
|--------------------|--|--|--|--|
| 対応が<br>難しかっ<br>たこと | _  |  |  |  |
| 今後の<br>課題          | -  | _  |  |  |
|                    | 意見   | 対応方針   |  |  |
| 青森県                | _  | _  |  |  |
| 岩手県                | ・規格部会の建設団地については工期を優先せざるを得ない事情により、施工上の精度を高めることができなかった。<br>・規格部会と住宅部会の団地に品質格差が入居者の不満となった。<br>・住宅部会に1DK・2DK・3Kの間取りがほしかった。<br>・凍結防止や結露対策等寒さ対策について、建設時での充分な配慮が不足していた一面がある。  | _  |  |  |
| 宮城県                | ・建設スピードを最優先したことにより、地元企業、地場産建材の活用への配慮不足が指摘された。<br>・市町境界、県境を越えて建設した住宅の管理主体、住民登録の移動等のルールがない。<br>・今回のような甚大な被災状況では、用地の選定は市町村、建設は県、管理は市町村という従前のルールでは十分な対応ができず、全てに県の関与が求められたが、県でも十分な対応ができなかった。  | ・広域にまたがる大規模震災時における都道府県、市町村<br>の連携方法や事前の取り決めなどの検討が必要  |  |  |
| 秋田県                | ・人口の減少と超高齢社会への対応が喫緊の課題である本<br>県及び県内市町村にあっては、統廃合による廃校の校庭<br>や公有地、長期にわたって売れ残っている住宅団地・工業<br>団地なども多く存在する。この低・未利用地の有効活用を視<br>野に置いた場合、すべての仮設住宅が、必ずしも早期に解<br>消するべき復興の妨げとはならない。<br>・最深積雪深が2mを超える多雪区域が居住地として多数<br>あるため、雪下ろしや堆雪場所の確保など、冬期間の居住<br>環境の確保を検討する必要がある。  |  |  |  |
| 山形県                | ・仮設住宅を必要とする世帯(高齢者、単身高齢者)<br>・低い住宅の耐震化率(郡部、高齢者世帯)<br>・公共交通の限定(高い自家用車保有率)<br>・民間賃貸住宅の所在の偏り   | _  |  |  |
| 福島県                | ・原発事故の発生に伴い、各自治体の避難先の自治体に仮設住宅を建設する必要が生じた。<br>・原発事故の避難(被害)者は、ほとんどの自宅が健在であるため、仮設住宅の仕様には満足できない。<br>・当初整備した仮設住宅は、新潟県中越地震の際のストックであったため腰窓だったが、居住環境のために当初から掃き出し窓仕様が欲しかった。<br>・高齢の入居者の割合が高く、バリアフリー化の追加工事の量が膨大である。<br>・地元企業を活用して木造仮設住宅を整備したが、一部事業者において、マスコミ発表のため、大学教授等の監修により仕様向上が図られ、団地間の格差や工期の遅れが生じてしまった。<br>・緊急時避難区域解除された区域内に応急仮設住宅の供給要請があり、応急仮設住宅として利用したものを恒久住宅として再利用できるようなものとしてほしいと要望がある。<br>・警戒区域等の解除に伴い応急仮設住宅供給要望の可能性がある。 | ・原発事故の避難(被害)者を仮設住宅に入居させるならば、被害者の心情に配慮した対策が求められる。 ・被災地の気候風土に合わせられるような仮設住宅のストック体制・整備メニューが求められる。 ・建設事業者の広報活動の一部に仮設住宅を使用することに制限を持たせることが必要かもしれない。 ・恒久住宅とできるような平面プランや工法等を検討する。 ●応急仮設住宅等の生活環境改善のため研究会を①入居者の生活の質の向上を図る②木造応急仮設住宅を自立再建住宅へ再利用し、被災者の経済的負担の軽減と産業廃棄物の削減を図る③今後の応急仮設住宅のあり方について、福島から提言することを目標として設置する。(別紙参照) |  |  |

### ■応急仮設住宅等の生活環境改善のための研究について

H23.10.25 (火) 福島大学・災害復興研究所 福島県土木部建築住宅課 ッ 建築指導課

- 【目標】 1. 応急仮設住宅の居住環境の改善と入居者の生活の質の向上を図る
  - 2. 木造応急仮設住宅を自立再建住宅へ再利用し、被災者の経済的負担の 軽減と産業廃棄物の削減を図る
  - 3. 今後の応急仮設住宅あり方について、福島からの提言をする

#### 1. 事業の背景と目的

今回の東日本大震災等により、本県では、約16,000戸の応急仮設住宅を 建設している。建設にあたっては、断熱・防音・積雪対策はじめコミュニティ形 成に配慮してきたが、入居者の健康な生活を維持するためには、引き続き、居住 環境の向上に努めていく必要がある。

現在、大学はじめ各種研究機関から、応急仮設住宅の居住環境の向上のための調査・活動についての要請が多数寄せられており、調査の重複をさけるための調整や、居住者への迷惑とならないような配慮が求められている。

さらに、被災者が一日も早く住宅を再建できるよう、木造応急仮設住宅を再利用することで経済的負担を軽減することや、産業廃棄物処理の削減も求められている。

#### 2. 事業の概要

大学はじめ各種研究機関から、応急仮設住宅の居住環境の向上のための下記の調査・活動の要請に対して、調査等が円滑に、また、居住者への迷惑とならないように行われための研究会を設立する。

《調査・活動の具体的内容》

- (1) 応急仮設住宅の温熱、結露、騒音などの住環境に関すること。
- (2) 応急仮設住宅の維持管理と再利用に関すること。
- (3) 木造応急仮設住宅の標準化に関すること。
- (4) 応急仮設住宅の生産と供給体制に関すること。
- (5) 入居者の生活と健康に関すること。
- (6) 応急仮設住宅と借上げ住宅のコミュニティ形成に関すること。
- (7)被災者への住宅支援に係る法制度に関すること。
- (8) その他

#### 3. 研究会事務局の役割分担

福島大学 鈴木浩名誉教授、丹波准教授

(各大学、研究機関の調査項目の調整と連絡調整)

福島県 建築住宅課 野内課長、山本主幹、加藤専建

(事業者、市町村との連絡調整)

"建築指導課 齋藤主幹、新関専建、高橋主査

(福島大学等との連絡調整)

### 4. 調査内容と主な調査者

### 《住宅のハード整備に関すること》

- (1) 応急仮設住宅の温熱、結露、騒音などの住環境に関すること。
- (2) 応急仮設住宅の再利用のための構法に関すること。
- (3) 木造応急仮設住宅の標準化に関すること。
- (4) 応急仮設住宅の生産と供給体制に関すること。
  - ◎筑波大学教授 安藤邦廣 氏 / 講師 橋本剛 氏 調査内容:構法調査・温熱環境調査
  - 〇日本大学工学部准教授 浦部智義 氏

調査内容:木造応急仮設住宅の再利用とプランの標準化に向けた調査

〇日本大学教授 濱田幸雄 氏 調査内容:遮音性能調査

〇長岡技術科学大学准教授 木村悟降 氏

調査内容:結露や温熱環境等の住環境調査

○独立行政法人森林総合研究所 チーム長 軽部正彦 氏

研究員 小林久高 氏

調査内容:木材利用状況と生産組織

○東京大学准教授 清家剛 氏

調査内容:仮設住宅の建設時の課題、温熱環境、資源循環からみた仮

設住宅のあり方 など

### 《生活のソフト支援に関すること》

- (5) 入居者の生活と健康に関すること。
- (6) 応急仮設住宅と借上げ住宅のコミュニティ形成に関すること。
  - ◎福島大学名誉教授 鈴木浩 氏 / 准教授 丹波史紀 氏 調査内容:応急仮設住宅の生活環境改善のための統合的実装活動 応急仮設住宅と借上げ住宅のコミュニティ形成

#### 《法制度に関すること》

- (7)被災者への住宅支援に係る法制度に関すること。
  - ◎国土交通省国土技術政策総合研究所 長谷川洋 氏 調査内容:被災者への住宅支援に係る法制度に関する調査
- (注意)・◎は3つの調査分野の取りまとめ役(チーフ)となります。
  - ・調査者と調査内容は、今後追加変更される場合があります。

## 〇各都道府県からの課題に対する意見及び対応方針

# 青森県

| 区分           | 1) 初動対応(国土交通省)について  | 2) 建設用地の確保等について   | 3) 資材の確保等について   | 4) 建設事業者について                              | 5) 建設戸数について                             | 6) 建設速度と避難者への情報提供について   |
|--------------|---|---|---|---|---|---|
| 国土交通省が提示した課題 | 初動体制整備のマニュアル化、効率的な<br>情報収集・共有体制整備                                       | ・地域ごとの特性(地形、想定被害、民間<br>賃貸住宅の量、就業環境等、を踏まえた<br>仮設住宅立地の考え方の整理と、用地に<br>係る事前情報の収集、整理(定期的なリ<br>スト化等)<br>・支援体制の事前の申し合わせ、用地の<br>技術的要件の再整理 | 仮設用資材の見直し(汎用品、地元材の活用等)、資材に係る迅速な情報収集・整理・調整体制の事前整理、仮設発注・資材調達方法の再整理(WTO、公正取引上の取り扱い含む。) | 設管理体制の強化、仕様の標準化の見                         | 必要戸数の把握方法の確立と事業者の<br>資材確保の在り方の検討        | 仮設住宅の建設と避難所の環境改善、2<br>次避難(避難者への情報提供含む)等と<br>の総合的な対応とその周知、住宅の仕様<br>と工期の再検討 |
| 意見           |   | 短期に対応すべきことと、中長期的に検討を進めることを分けて考えることが必要と思われます。短期的には現在の候補地と建設可能戸数の把握。中長期的には、地域防災計画で想定した被害に対応した建設(借上げ)戸数の確保に向けた検討。                    |   | (要望)地元建設業者への発注の状況(仕様も含め)を被災県の担当者からお聞きしたい。 |   |   |
| 対応方針         |   | 各市町村に対し、現在の候補地有無と建<br>設可能戸数の把握調査を予定している。  | 資材供給元(建材商社、製材業者)、建設<br>事業者との連絡体制及び協力体制を構<br>築する必要がある。                               | 地元建設事業者向け標準仕様の検討を<br>する必要がある。             | 都市部での民間賃貸住宅の利用可能戸<br>数を調査し、建設戸数と組み合わせる。 |   |
| 区分           | 7) 応急仮設住宅の仕様について  | 8) コミュニティ・生活環境等への配慮に<br>ついて   | 9) 関係者の役割分担について   | 10) 復旧・復興プロセスにおける仮設住<br>宅について             | 11) 各都道府県における特有の課題                      |   |
| 国土交通省が提示した課題 | 〇今回の教訓を踏まえた仕様の再検討<br>(仕様水準、コスト、エ期、汎用品の利用、<br>再利用性、仕様の差についての考え方の<br>整理等) | 仮設住宅団地のコミュニティ施設、生活利<br>便施設の配置計画の再検討、住民支援<br>体制の整備等を踏まえた住宅仕様の検<br>討、入居者選定方法の確立   |   |   |   |   |
| 意見           | 標準仕様は1種類しかなかったのでしょうか。寒冷地仕様ぐらいは標準仕様の一つとしておくべきではないでしょうか。                  | 被災者支援は長期にわたるため、支援者<br>用のスペースを配置する必要がある。簡<br>易的に仮設住宅の一戸を支援者用として<br>利用できないものでしょうか。  |   |   |   |   |
| 対応方針         |   |   |   |   |   |   |

岩手県

都道府県

| 区分              | 1) 初動対応(国土交通省)について   | 2) 建設用地の確保等について   | 3) 資材の確保等について   | 4) 建設事業者について  | 5) 建設戸数について  | 6) 建設速度と避難者への情報提供について   |
|-----------------|--|---|---|---|--|---|
| 国土交通省が提示した課題    | 初動体制整備のマニュアル化、効率的な<br>情報収集・共有体制整備  | ・地域ごとの特性(地形、想定被害、民間<br>賃貸住宅の量、就業環境等を踏まえた<br>仮設住宅立地の考え方の整理と、用地に<br>係る事前情報の収集、整理(定期的なリ<br>スト化等)<br>・支援体制の事前の申し合わせ、用地の<br>技術的要件の再整理              | 仮設用資材の見直し(汎用品、地元材の<br>活用等)、資材に係る迅速な情報収集・整理・調整体制の事前整理、仮設発注・資<br>材調達方法の再整理(WTO、公正取引上<br>の取り扱い含む。) | 設管理体制の強化、仕様の標準化の見   | 必要戸数の把握方法の確立と事業者の<br>資材確保の在り方の検討   | 仮設住宅の建設と避難所の環境改善、2<br>次避難(避難者への情報提供含む)等と<br>の総合的な対応とその周知、住宅の仕様<br>と工期の再検討 |
| 意見              | ・直後の通信網、交通手段(燃料等)の確保が必要である。<br>・国交省職員の派遣による現地での情報処理対応は負担軽減の効果が高かった。  |   | いては、生活習慣等から利用しにくいものがある。<br>・一部資材の調達に困難が生じた事例が<br>あり、確保方策の検討が必要である。(断<br>熱材、電力量メーター、量水器、寒冷地仕     | ・プレ協の規格部会と住宅部会の品質格<br>差の是正が必要。また、住宅部会も1D<br>K・2DK・3Kの間取りが必要である。<br>・地元建設事業者の活用も考慮した仕様<br>書の標準化が必要である。 | ・資材確保の在り方について検討が必要である。また、必要戸数の把握が困難である場合はある程度余裕をもって建設せざるを得ない。                          | ・寒冷地及び高齢者に対応した仕様の標準化で工期、資材の調達の検討が必要である。                                   |
| 対応方針            |  | 国の方針により今後検討する。  | 国の方針により今後検討する。  | 国の方針により今後検討する。  |  | 国の方針により今後検討する。  |
| L               | 1  |   |   |   |  |   |
| 区分              | 7) 応急仮設住宅の仕様について   | 8) コミュニティ・生活環境等への配慮について   | 9) 関係者の役割分担について   | 10) 復旧・復興プロセスにおける仮設住宅について   | 11) 各都道府県における特有の課題   | <u> </u>  |
| 区分 国土交通省が提示した課題 | ○今回の教訓を踏まえた仕様の再検討  | ついて<br>仮設住宅団地のコミュニティ施設、生活利<br>便施設の配置計画の再検討、住民支援   | 9) 関係者の役割分担について   |   | 11)各都道府県における特有の課題  |   |
| 国土交通省が          | 〇今回の教訓を踏まえた仕様の再検討<br>(仕様水準、コスト、工期、汎用品の利用、<br>再利用性、仕様の差についての考え方の<br>整理等)  ・寒冷地及び高齢者に対応した仕様の標<br>準化(断熱性、給排水設備の寒冷地対<br>策、室内換気、浴室の段差)が必要と思 | で設住宅団地のコミュニティ施設、生活利<br>便施設の配置計画の再検討、住民支援<br>体制の整備等を踏まえた住宅仕様の検<br>討、入居者選定方法の確立<br>・コミュニティ・生活環境等への配慮について、配置計画、平面計画(間取り)及び入<br>居者の選定方法の検討が必要である。 | <ul><li>・平地以外の建設も予想されることから造</li></ul>   | ・津波被災の場合には、仮設住宅を被災  | ・規格部会の建設団地については工期を<br>精度を高めることができなかった。<br>・規格部会と住宅部会の団地に品質格差<br>・住宅部会に1DK・2DK・3Kの間取りがほ |   |

宮城県都道府県

| 区分                     | 1) 初動対応(国土交通省)について  | 2) 建設用地の確保等について  | 3) 資材の確保等について   | 4) 建設事業者について  | 5) 建設戸数について   | 6) 建設速度と避難者への情報提供について   |
|------------------------|---|--|---|---|---|---|
| 国土交通省が提示した課題           | 初動体制整備のマニュアル化、効率的な情報収集・共有体制整備   | ・地域ごとの特性(地形、想定被害、民間<br>賃貸住宅の量、就業環境等)を踏まえた仮<br>該住宅立地の考え方の整理と、用地に係<br>る事前情報の収集、整理(定期的なリスト<br>化等)<br>・支援体制の事前の申し合わせ、用地の<br>技術的要件の再整理  |   |   | 必要戸数の把握方法の確立と事業者の資<br>材確保の在り方の検討                        | 仮設住宅の建設と避難所の環境改善、2<br>次避難(避難者への情報提供含む)等との<br>総合的な対応とその周知、住宅の仕様と<br>工期の再検討   |
| 意見                     | 被災地における役場機能の喪失、通信途<br>絶などの状況で、自前で情報収集すること<br>は困難であった。                                 | 事前に建設候補地のリスト化はしていたが、想定以上の被害によりあまり役に立たなかった。また、建設場所の被災者ニーズが居住地近辺であったことから、用地確保に困難を極めた。<br>建設用地は公有地を原則とされているために、今回の大規模な災害の場合、全てを公有地で用地することはできなかった。自衛隊、ヘリポート、ガレキ置き場等、他の災害救助対策用地殿調整が必要 | 将来の災害のために、新たな建設ばかり<br>でなく、今回建設した仮設住宅の資材につ<br>いて再利用の検討が必要。 | 複数の建設業者ではなく、プレハブ建築協会を主体とすることで迅速な建設が可能となった。他の複数建設業者が建設に関わると、発注・建設管理などの負担が増大すると考えられる。<br>プレハブ建築協会との協定書における住宅部会事業者の位置づけが不明確であった。 | ける必要戸数(住戸タイプ、高齢者等の世帯構成、民賃みなし仮設、応急修理との重                  | 用地確保に困難を極めたことから、全体の<br>完成時期が当初目標よりも遅れた。また、<br>被災者からは、団地毎の完成時期の情報<br>を求められた。 |
| 対応方針                   | 被災地以外の都道府県や市町村における<br>被災当初における情報収集システムの構<br>築   | 被害想定を踏まえた近隣市町村区域も含めた用地のリスト化、遠方地建設後における交通等の入居者支援体制の整理   | ストックできる部材、ストックのスペース確保、管理方法などの検討                           | 仕様の標準化などを前提に、プレハブ建<br>築協会などの複数の団体が建設できるようなシステムを構築   | 被災者の避難状況、仮設住宅の住戸タイプ、仕様に合わせた必要戸数の把握方法のマニュアル化             | 「2)建設用地の確保等について」を踏まえ<br>た対策、団地毎の完成時期や工程の状況<br>提供の方法検討                       |
|                        |   |  |   |   |   |   |
| 区分                     | 7) 応急仮設住宅の仕様について  | 8) コミュニティ・生活環境等への配慮について  | 9) 関係者の役割分担について   | 10) 復旧・復興プロセスにおける仮設住宅<br>について   | 11) 各都道府県における特有の課題                                      |   |
| 区分<br>国土交通省が<br>提示した課題 | 7)応急仮設住宅の仕様について  〇今回の教訓を踏まえた仕様の再検討 (仕様水準、コスト、エ期、汎用品の利用、<br>再利用性、仕様の差についての考え方の<br>整理等) |  | 9) 関係者の役割分担について   |   | 11)各都道府県における特有の課題                                       |   |
| 国土交通省が                 | ○今回の教訓を踏まえた仕様の再検討<br>(仕様水準、コスト、工期、汎用品の利用、<br>再利用性、仕様の差についての考え方の                       | いて<br>仮設住宅団地のコミュニティ施設、生活利<br>便施設の配置計画の再検討、住民支援体<br>制の整備等を踏まえた住宅仕様の検討、<br>入居者選定方法の確立  | 仮設住宅の解消までの住宅の管理、ク   | 用地確保に困難を極めたことから、恒久住<br>宅適地においても仮設住宅を建設してい<br>る。今後復興を進め、仮設住宅を集約しな  | ・建設スピードを最優先したことにより、地元<br>指摘された。<br>・市町境界、県境を越えて建設した住宅の覧 | )選定は市町村、建設は県、管理は市町村   |

# 〇各都道府県からの課題に対する意見及び対応方針

秋田県

| 区分           | 1) 初動対応 (国土交通省) について  | 2) 建設用地の確保等について   | 3) 資材の確保等について   | 4) 建設事業者について   | 5) 建設戸数について  | 6) 建設速度と避難者への情報提供について  |
|--------------|---|---|---|--|--|--|
| 国土交通省が提示した課題 | 初動体制整備のマニュアル化、効率的<br>な情報収集・共有体制整備   | まえた仮設住宅立地の考え方の整理  | 仮設用資材の見直し (汎用品、地元材<br>の活用等)、資材に係る迅速な情報収<br>集・整理・調整体制の事前整理、仮設<br>発注・資材調達方法の再整理 (WTO、公<br>正取引上の取り扱い合む。) | 建設管理体制の強化、仕様の標準化の  | 必要戸数の把握方法の確立と事業者の<br>資材確保の在り方の検討   | 仮設住宅の建設と避難所の環境改善、2<br>次避難(避難者への情報提供含む)等<br>との総合的な対応とその周知、住宅の<br>仕様と工期の再検討  |
| 意見           | 本県及び県内市町村では、職員定数削減計画が相当程度進んでいる。<br>初動体制整備における都道府県・市町村の役割については、マンパワーの実状についても、十分に考慮の上、検討いただきたい。   | 異議なし  | 情報収集については、供給者等からワンストップで収集できる環境を構築願いたい。  | 異議なし   | 異議なし   | 異議なし   |
| 対応方針         | ・拠点(県災害対策本部)に集約され<br>た情報の有効活用。  | ・市町村が保有する建設候補地情報の<br>集約と共有。                                       |   | ・供給チャンネルの冗長性確保<br>・地場産材と地域技能者の活用策の検<br>討   | ・応急危険度判定による継続居住適否の判定<br>・民間賃貸住宅(みなし仮設等)の情報集約及び市町村との共有<br>・平時からの市町村との定期的な情報<br>共有 | ・供給チャンネルの冗長性確保<br>・市町村との連携強化<br>・専任チーム設置の検討  |
| 区分           | 7) 応急仮設住宅の仕様について  | 8) コミュニティ・生活環境等への配慮について   | 9) 関係者の役割分担について   | 10) 復旧・復興プロセスにおける仮設<br>住宅について  | 11) 各都道府県における特有の課題   |  |
| 国土交通省が提示した課題 | 〇今回の教訓を踏まえた仕様の再検討<br>(仕様水準、コスト、工期、汎用品の<br>利用、再利用性、仕様の差についての<br>考え方の整理等)   | 仮設住宅団地のコミュニティ施設、生活利便施設の配置計画の再検討、住民支援体制の整備等を踏まえた住宅仕様の検討、入居者選定方法の確立 |   |  |  |  |
| 意見           | 超高齢社会の日本において、提示の追加仕様及び追加工事は、いずれも標準の範囲において検討されるべき有えられるため、手戻りによる頃雑を回避する観点から整理いただきたい。<br>特に、寒冷地対策(断熱化、風除室等)は、暖房のみならず冷房、省本本やは、暖房のみならず冷房、省本本や地球環にも寄与するものであり、省エネや地球温暖化防止の観点から検討いただまた。 | 異議なし  | 異議なし  | 復興を促進する観点からの仮設住宅の<br>位置付けに異議なし。<br>なお、仮設住宅の特性 (規格製品で再<br>利用や移設が容易など)を踏まえ、払<br>い下げや売却処分など、早期解消後の<br>再利用についても検討いただきたい。 | あっては、統廃合による廃校の校庭や4<br>住宅団地・工業団地なども多く存在する<br>に置いた場合、すべての仮設住宅が、よ<br>とはならない。        | 製緊の課題である本県及び県内市町村に<br>公有地、長期にわたって売れ残っている<br>る。この低・未利用地の有効活用を視野<br>必ずしも早期に解消するべき復興の妨げ<br>が居住地として多数あるため、雪下ろし<br>環境の確保を検討する必要がある。 |
| 対応方針         |   | ・被災自治体における対応事例を踏まえて検討   | ・被災自治体における対応事例を踏まえて検討   |  |  |  |

## 〇各都道府県からの課題に対する意見及び対応方針

山形県

| 区分           | 1) 初動対応(国土交通省)について  | 2) 建設用地の確保等について   | 3) 資材の確保等について   | 4) 建設事業者について  | 5) 建設戸数について   | 6) 建設速度と避難者への情報提供について   |
|--------------|---|---|---|---|---|---|
| 国土交通省が提示した課題 | 初動体制整備のマニュアル化、効率的な<br>情報収集・共有体制整備   | ・地域ごとの特性(地形、想定被害、民間<br>賃貸住宅の量、就業環境等)を踏まえた<br>仮設住宅立地の考え方の整理と、用地に<br>係る事前情報の収集、整理(定期的なリ<br>スト化等)<br>・支援体制の事前の申し合わせ、用地の<br>技術的要件の再整理 | 仮設用資材の見直し(汎用品、地元材の<br>活用等)、資材に係る迅速な情報収集・整理・調整体制の事前整理、仮設発注・資<br>材調達方法の再整理(WTO、公正取引上<br>の取り扱い含む。)               | 設管理体制の強化、仕様の標準化の見   | 必要戸数の把握方法の確立と事業者の<br>資材確保の在り方の検討  | 仮設住宅の建設と避難所の環境改善、2<br>次避難(避難者への情報提供含む)等と<br>の総合的な対応とその周知、住宅の仕様<br>と工期の再検討 |
| 意見           |   | ・H19に県内各市町村ごとに建設用地(市町村有地)を選定しリスト化しているが、運動公園や小学校グランド等を選定している市町村は長期化した場合や舗装部分の後処理等を踏まえた再考が必要と思われる・各市町村における想定全壊戸数の2割                 |   | ・プレハブ建築協会と応急仮設住宅の建設に関する協定を締結しているが、当県内には1社のみ・地元業者の建設への参加機会・事業者募集の場合は募集期間や選定等に日数がかかるが、早急な住宅の提供という観点から支障なかったか・業者間による質のパラツキに対する現場管理体制の強化  | ・必要戸数の把握において、標準世帯と<br>高齢者世帯、障害者、等の区分と提供仕<br>様(タイプ)                      | ・当該市町村外の避難所等への情報提供<br>・各仕様の事前の検討(物入れ、段差、開<br>口幅、グループホーム、等)                |
| 対応方針         |   | ・仮設住宅建設のほかに民間賃貸住宅借<br>上げも平行して選択できるよう整備中   |   | ・「山形県大規模災害発生時の災害対策<br>本部事務局活動マニュアル」において、建<br>葉住宅課が応急仮設住宅の戸数の決定<br>から建設までの担当課となっている(用地<br>選定は都市計画課)  |   |   |
| 区分           | 7) 応急仮設住宅の仕様について  | 8) コミュニティ・生活環境等への配慮について   | 9) 関係者の役割分担について   | 10) 復旧・復興プロセスにおける仮設住宅について   | 11) 各都道府県における特有の課題  |   |
| 国土交通省が提示した課題 | ○今回の教訓を踏まえた仕様の再検討<br>(仕様水準、コスト、工期、汎用品の利用、<br>再利用性、仕様の差についての考え方の<br>整理等)   | 仮設住宅団地のコミュニティ施設、生活利<br>便施設の配置計画の再検討、住民支援<br>体制の整備等を踏まえた住宅仕様の検<br>討、入居者選定方法の確立   |   |   |   |   |
| 意見           | ・冬期の積雪を考えると丸太杭でな〈RC<br>基礎が必要<br>・物入れ、段差、開口幅、風除室、断熱、<br>舗装、積雪除料電対策、等<br>・標準性株とはどういう世帯を想定してい<br>るか(仮設住宅を必要とするのは高齢者<br>世帯が多いと思われる) | ・同地域の居住者を団地ごとにまとめることや一定戸数以上のグループでの申込みの試行結果、改善点等・郡部における移動(交通)手段や仮設店舗の確保  | 数、建設、管理まで市町村がリードして進   | ・応急的な当面の住まいではあるが、単<br>身高齢者等、明らかに自力では次の生活<br>準備ができない場合の支援<br>・本県の仮設住宅(借上げ住宅)入居者は<br>原発事故による自主避難者が過半となっ<br>ているが、二重生活への配慮や避難判断<br>基準等、住宅を滅失した避難者を対象と<br>した従来の仮設住宅制度と分けて考える<br>べき | ・仮設住宅を必要とする世帯(高齢者、単)・低い住宅の耐震化率(郡部、高齢者世帯・公共交通の限定(高い自家用車保有率)・民間賃貸住宅の所在の偏り |   |
| 対応方針         |   |   | ・地域防災計画や山形県大規模災害発生時の災害対策本部事務局活動マニュアルでは、建築住宅課が担当となっているが、必要戸数や仕様の取りまとめ、入居決定、管理、予算等の応急仮設住宅全体では福祉部局がメインとなるよう調整が必要 |   |   |   |

福島県都道府県

| 区分               | 1) 初動対応(国土交通省)について  | 2) 建設用地の確保等について   | 3) 資材の確保等について   | 4) 建設事業者について  | 5) 建設戸数について  | 6) 建設速度と避難者への情報提供について   |
|------------------|---|---|---|---|--|---|
| 国土交通省が提示した課題     | 初動体制整備のマニュアル化、効率的な情報収集・共有体制<br>整備   | ・地域ごとの特性(地形、想定被害、民間賃貸住宅の量、就業環境等を踏まえた仮設住宅立地の考え方の整理と、用地に係る事前情報の収集、整理(定期的なリスト化等)・支援体制の事前の申し合わせ、用地の技術的要件の再整理  | 仮設用資材の見直し(汎用品、地元材の活用等)資材に係る迅速な情報収集・整理 調整体制の事前整理、仮設発注・資材調達方法の再整理(WTO、公正取引上の取り扱い含む。)  | 契約方法・業務内容の再整理、発注・建設管理体制の強化、仕様の標準<br>化の見直し、海外対応  | 必要戸数の把握方法の確立と事業者の資材確<br>保の在り方の検討   | 仮設住宅の建設と避難所の環境改善、2<br>次避難(避難者への情報提供含む)等と<br>の総合的な対応とその周知、住宅の仕様<br>と工期の再検討   |
| 意見               | ・国土交通省に対する意見はなし<br>・仮設住宅に関する一連(過去の事例、成功例・失敗例、各種<br>整備方針の考え方等)のレラヤーが欲しかった<br>・仮設住宅の配置計画方針(仕戸の向き、通路の幅員、等)に<br>ついて、手探りの状態から始めた<br>・仕戸タイプの比率、玄関スロープの設置比率の考え方が手探<br>りであった<br>・ブレ協住宅部会の存在が県で認知していない段階で、建設<br>費用が同じであるにも関わらず、仕様がばらばらで住宅タイプ<br>2DKのみで建設してよいかどうか等の対応に苦慮した。 | ・原発事故の避難区域内の用地が使用できず、その分だけ避難先市前村の用地にわ寄せがあり、用地選定に大変苦虚した・計画的避難区域の設定により、追加で用地探しが必要となった・原発事故避難者の移動が止まらず、必要となる用地の規模が今でも確定できない・原発事故の状況の変化に伴って避難者の移動が生じ、建設用地のニーズが変化している・当初国庫補助が認められなかった民有地の質権料が後日認められたか。無償資借していた民有地との取扱いに差が生じた | ・一時的に断熱材が不足した ・建設開始から開まなく木杭が不足し、樹皮付き<br>林まで使用と、<br>・厚生労働省が追加工事の国庫補助を認める<br>度に、新たに認められた資材が不足している                                     | した。 ・原発事故により建設・運搬事業者等が集まらず、一時的に支障を来した   | より、必要戸数の把握が困難<br>・仮設住宅に対する多様なニーズにより、世帯<br>分離や、高齢者対応施設併設等による要請戸<br>数の増加を見込む必要がある  | ・避難所は分散して設置されており、避難者への情報問知が難しい。16月末までに3万戸の仮設住宅を供給する」からお盆までに建設する」とう発言があり、完成時までに設置を予定していた風際室と玄関スローブを、工期短縮のため別途工事とする必要があり、かえって全体工期が延びてしまった |
| 対応方針             | ・仮設住宅整備開始時に各種方針を定めることがその後の円<br>滞な進捗に繋がるため、早期に仮設住宅整備に関するノウハ<br>ウを伝達する機会を設ける。   |   | - 国庫補助対象範囲を早期に明確にする。  | 傷を行う ・仮設住宅の建設にあたっては国内・県内建設事業者で対応が可能(供<br>核メーカーは問わない)なため、海外建設事業者の活用は不要<br>・被災地に資金を環流する事を目的とした地元事業者活用方法を確立す<br>る。 | ・避難者の要望を的確に把握するため、仮設住<br>宅等への入居の意向調査を正確に実施する必<br>要がある。<br>・民間借上げ住宅の特例型は、被災者自らが物<br>性を探すことができることから、大規模災害にお<br>いては、必要予数の割合(成役住宅と借上げ住<br>宅)を考慮する必要がある。<br>・余剰資材の発生については、災害の規模によ<br>るが、ブレハブ型に加え、地元業者等への公募<br>により発注できるシステムを構築することによ<br>り、常時ストツオる資材を分散化し、一企業で<br>の大量余剰資材発生の抑制が期待できる。 | 期、問い合わせ先、借上げ住宅・公営住<br>宅等の問い合わせ先を記載した一覧表<br>を、各避難所、市町村庁舎に掲示して周   |
| 区分               | 7) 応急仮設住宅の仕様について  | 8) コミュニティ・生活環境等への配慮について   | 9) 関係者の役割分担について   | 10) 復旧・復興プロセスにおける仮設住宅について   | 11) 各都道府県における特有の課題   |   |
| 国土交通省が<br>提示した課題 | 〇今回の教訓を踏まえた仕様の再検討(仕様水準、コスト、エ<br>期、汎用品の利用、再利用性、仕様の差についての考え方の<br>整理等)   | 仮設住宅団地のコミュニティ施設、生活利便施<br>設の配置計画の再検討、住民支援体制の整備<br>等を踏まえた住宅仕様の検討、入居者選定方<br>法の確立   |   |   | 福島県の場合、原発事故による避難を余儀なくさ<br>応急仮設住宅の最終の供給戸数も確定できない  |   |
| 意見               | ・外構工事の標準仕様としてどの程度まで整備(雨水排水、舗装等)することが可能なのか手探り状態であったため、手戻り<br>も生じた<br>・延々と追加工事を行わなければならない結果となったことか<br>ら、今までの仕様が低すぎたと考える。(福島県の場合には、<br>規格部会の追加工事が多かった。)<br>・プレ協住宅部会の住戸タイプがCDN8タイプの1種類だけで<br>あったため、入居者のニーズに十分応えられなかった<br>・プレ協規格建築部会と住宅部会、地元公募企業のそれぞれ<br>で仕様に格差が生じた    |   | ・災害の規模が大規模であり、仮設住宅の供給<br>業者がプレハブ協会のみでない地元公募が約<br>半数となり、その不具合への対応が一元化して<br>いない<br>・被災県間で常に情報共有する仕組みがあれ<br>ば、仕様・対応の差が生じなかったのではない<br>か |   |  |   |
| 対応方針             | <ul> <li>・国庫補助対象範囲を早期に明確にする。</li> <li>・標準仕様を引き上げる必要がある。(特に、規格部会の建築物)</li> </ul>   | ・各種のコミュニティ形成策の効果を検証し、次回以降の仮設住宅整備の際に活用できる方策が必要である・降がい者のためにパリアフリー型仮設住宅の建設も検討するべきである   | し、応急仮設住宅の不具合を一括して受付、処理することとした。<br>・今後、被災県毎に仮設住宅の整備状況に差異が生じることのないよう、今回の各県毎の体   | 難住民の住宅に対する意向や意見を十分に反映した整備を行う必要がある。<br>・仮設住宅から恒久住宅への移行の際、高齢者対応及び地域コミュニティを考慮すべきである<br>・仮設住宅解体後のリサイクル手法を確立するべきである  | ・原発事故の避難(被害)者を仮設住宅に入居さ<br>が求められる<br>・被災地の気候風土に合わせられるような仮設住<br>れる<br>・連股事業者の広報活動の一部に仮設住宅を使<br>もしれない<br>・恒久住宅とできるような平面ブランや工法等を札<br>の応急仮設住宅等の生活環境改善のため研究・<br>木造応急仮設住宅等の生活環境改善のため研究・<br>本造応急仮設住宅を自立再建住宅へ再利用し、<br>物の削減を図る③今後の応急仮設住宅のあり方<br>して設置する。(別紙参照)                            | 主宅のストック体制・整備メニューが求めら<br>用することに制限を持たせることが必要か<br>食計する。<br>会を①入居者の生活の質の向上を図る②<br>被災者の経済的負担の軽減と産業廃棄   |